

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和6年7月8日

川南町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無			
		○		川南町	無	令和2年度 ～令和6年度	根っこの会	対象活動の実施 面積の増加